

令和5年度健全化判断比率等の算定結果

1 健全化判断比率

令和5年度甲斐市各会計の決算に基づき健全化判断比率を算定したところ、いずれの指標も「早期健全化基準」を下回りました。

指 標		甲斐市	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	①実質赤字比率	—	12.59%	20.0%
	②連結実質赤字比率	—	17.59%	30.0%
	③実質公債費比率	5.2%	25.0%	35.0%
	④将来負担比率	—	350.0%	

※ 実質赤字比率および連結実質赤字比率は、赤字ではないため「—」となります。

※ 将来負担比率は、算定の基礎となる将来負担額がないため「—」となります。

- ①【実質赤字比率】 一般会計等を対象とした赤字額の標準財政規模に対する割合。
 ②【連結実質赤字比率】 市の全会計を対象とした赤字額の標準財政規模に対する割合。
 ③【実質公債費比率】 一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する割合の3か年平均値。
 ④【将来負担比率】 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合。

いずれかの比率が早期健全化基準を上回る（イエローカード）と「財政健全化計画」を、財政再生基準を上回る（レッドカード）と「財政再生計画」を策定しなければなりません。

健全化判断比率に関する問い合わせ先
 総合戦略部財政課 055 (278) 1662

2 公営企業における資金不足比率

令和5年度決算において、資金不足を生じた公営企業はありませんでした。

指標	会計名称	甲斐市	経営健全化基準
資金不足比率	水道事業会計	—	20.0%
	簡易水道事業会計	—	
	下水道事業会計	—	
	農業集落排水事業特別会計	—	
	合併浄化槽事業特別会計	—	

比率が経営健全化基準を上回る（イエローカード）と、「経営健全化計画」を策定しなければなりません。

資金不足比率に関する問い合わせ先

水道事業会計	⇒	上下水道業務課	055 (276) 0734
簡易水道事業会計			
下水道事業会計			
農業集落排水事業特別会計			
合併浄化槽事業特別会計	⇒	環境課	055 (278) 1706

令和5年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率については、監査委員の審査に付し、その意見書を付けて8月定例市議会へ報告いたしました。